

（繼續）會議錄第二号

次に第百十四条以下は、この百十四
条から百十八条までにつきましては、
更生債権者の更生債権の議決権の範囲
を定めるために、その金額を算定する
方法を定めたものであります。即ち百
十四条は、期限附債権が無利息であつ
て、その期限が更生手続開始後に到来
すべき場合におきましては、更生手続
開始のときから期限に至るまでの債権
に対する法定利息を債権額から控除し
て、そういう控除した額を以て更生債
権者は更生手続に参加し、議決権を行
使することができる、そういう建前に
いたしておるわけでありまして、以下
の考え方も大体同じであります。

百十五条は、金額及び存続期間が確
定している定期金債権につきましては、
議決権の額の算定方法を規定したも
のであります。破産法の十九条の規
定の方法と同じようなものでありま
す。百十六条は、期限が不確定な無利
息債権及び金額又は存続期間が不確定
な定期金債権について議決権の額の算
定方法を規定したもので、その方法は
破産法第二十條に規定する方法と同趣
旨のものであります。百十七条は、非
金錢債権等につきましては、議決権の額
の算定方法を規定したものでありまし
て、破産法二十二条の規定の方法と同
様のものであります。百十八条は、条件
附債権及び将来の請求権について議決
権の額の算定方法を規定したものであ
ります。条件附債権は無条件の債権と
同等に取扱ふことは適當でありませ
んので、評價額によることとしたわけ
であります。将来の請求権につきま
しては、破産法二十三條第二項に規定
する方法と同様の方法になつておりま
す。いずれにせよ、この百十三条から

百十八条までにつきましては、その算
定の方法は破産法と殆んど趣旨にな
つておりますが、根本的の考え方とい
つたしましては、先ほど申し上げたよ
うに、破産法は債権そのものを現実に
変えてしまふという立場をとつておる
のに対しまして、この更生手続のほう
におきましては、単に債権を議決権の
関係において、即ち議決権を算定する
という角度から、こういう金額に直し
て考へて行くという立場をとつており
まして、その点が一つの根本的に違ふ
点であります。

次に第百十九條でございしますが、更
生手続開始前に生じた租税債権は、第
百二十條の規定によりまして、一旦更生
債権となるのが原則であります。租
税のうち本条に掲げるようなものにつ
きましては、取戻権に準ずる取扱をす
るのが適當でありますので、これを共益
債権とすることにいたしましたわけであ
ります。即ち源泉徴収に係る所得税、通
行税、酒税、物品税、砂糖消費税、揮発油
税及び特別徴収義務者が徴収して納入
すべき地方税で、更生手続開始当時ま
だ納期限の到来していないものは、共益
債権として請求することができるとい
はしたわけでありまして、非常に特殊な
性質を有するものでありますので、こ
の限度で特別の扱いをいたしたわけで
あります。即ちこれも百二十條の「会社
に対し更生手続開始前の原因に基いて
生じた財産上の請求権」という点から
申しますれば、更生債権に入るわけで
あります。例へば源泉徴収に係る
所得税というものは、源泉徴収
者がすでに徴収しておるというよう
なものにもなりまして、非常に税のうち

でも特殊であるということ、この特
例を認めることにいたしましたわけであ
ります。これと同様に、「更正手続開始
前六ヶ月間の会社の使用人の給料並びに
更生手続開始前の原因に基いて生じた
会社の使用人の預り金及び身元保証金
の返還請求権も、また同様である。」
といたしまして、これも共益債権とし
て請求することができるとにいたし
たわけでありまして、共益債権と申しま
すのは、二百十六條にその規定がござ
います。なお二百十七條の規定によ
りまして、普通の更生債権と違ひまし
て、更生手続によらないで隨時弁済す
るという性質のものであります。従
つて只今述べました百十九條にかかる
ものは、共益債権として隨時弁済でき
るといふ形になつておりますので、非
常に強力なものになつておるのであ
ります。

次に百二十條でございしますが、本条
は破産法第四十一條と同趣旨の規定で
あります。特段に説明すべきことも
ございせん。次に百二十一條でござ
います。本条は、第一項に掲げる請
求権を一般の他の更生債権に遅れる劣
後順位に更生債権とすべきことを定め
たものであります。即ち更生手続開始
後の利息とか、更生手続開始後の不履
行による損害賠償とか、以下ここに掲
げてあるようなものは更生債権といた
してしまふ、他の更生債権よりも不利
な地位に置く、即ち他の更生債権を先
ず弁済その他整理方法をきめて、なお
余りがあつたならば、これらも更生債
権を考へる、そういうような関係にな
つております。このうち第五項の罰金、
科料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料は
劣後の更生債権になつておりますが、

これはすでに破産法におきましても、
こういう債権は普通の破産債権よりも
遅れて、普通の破産債権を支払つて、あ
つたに余りがあつたならば、こういう債
権に廻るといふことになつております
ので、この更生手続も同様にこれを取扱
つたわけでございます。次に第百二十
一條で、第二項但書を設けましたのは、
第一項に掲げる請求権中に包含せられ
る利子税等の請求権は、劣後の順位に
置くのが不當だから、この但書を置
いたわけでありまして、又第三項は、第一
項第五号及び第六号の請求権は、非常免
責債権といたしたわけでありまして、今
ちよつと説明が逆になりましたが、第
三項は、第一項第五号の請求権の性質
上、これは当然のことでありまして、
即ちこの罰金、科料等は刑罰でありま
すので、恩赦等によつてならば、その
減刑、免除といふことは考えますが、
普通の更生手続におきまして、これが
減免を考へることは、恩赦等の関係か
ら見て適切でありませぬので、第三項
におきまして、罰金等の請求権につ
いては、「更生計画において減免その他
権利に影響を及ぼす定をすることがで
きない。」といたしたわけでございます。
併しながら、これらの請求権は先
ほど申し上げましたように劣後的になつ
ておりますので、減免されることはな
いが、位置としては普通の更生債権よ
りも後の順位で取扱われる、そういう
考え方になつておるわけでありまして、
なおこの第五号の罰金等の債権及び第
六号に掲げる請求権は非免責債権とな
つております。この更生手続におけ
る免責の関係につきましては、あとの
ほうに出て来ますので、なおそのとき
に詳しく御説明いたしたいと思いま
す。

次に第百二十二條は更生債権又は更
生担保権のうち、国税徴収法又は国税
徴収の例によつて徴収することのでき
る租税等の請求権につきましては、徴
収の権限を有する者、例へば税務署長
の同意がなければ、その権利に影響を
及ぼす定をすることができないことを
定めたものであります。これらの請求
権は国又は地方公共団体等の財政の基
礎をなすものでありまして、非常に公
共性が強いから、普通の私法上の債権
と異なる取扱ひをいたしたわけであり
まして、先ほど申し上げましたように、
税につきましては更生手続に組入れる
に必要な場所において例外規定を設け
ると申しましたその一つの重要な例外
でございます。

次に第百二十三條以下の若干の規定
が更生担保権に関係するものでありま
す。第百二十三條は、更生担保権の意
義等について定めを置きました。第一
項は、会社が債務者である場合のほ
か、会社以外の者が債務者である場
合、即ち会社がいわゆる物上保証をし
ておる場合も含む趣旨であります。第
二項は、更生債権に関する規定を準用
しておるわけでありまして、この更生担
保権と申しまして、普通の場合には会
社に対して更生債権があつて、この更
生債権を担保しておるという場合が普
通であります。先ほど申し上げました
ように、会社に対して何ら債権を持
てない場合でも、会社が物上保証をし
ておる場合も特殊の場合としてこれが
含まれるわけでありまして、後の場合
はともかくとして、前の更生債権があ
つて、それを担保しておるという場合
につきましては、更生債権と一緒に考

えられないか、別に更生担保権という概念を設ける必要がないのではないかと議論も一応出るものと存じますが、担保権の附いておるものにつきましては、普通の担保権なり、債権の場合と非常なその価値が違ひまして、これはやはり更生手続におきましては、別途の取扱いをいたしまして、普通の更生債権よりも一層更生担保権につきましては強く保護するのが適當であると存ぜられますので、特に更生担保権という概念を設けまして、種々の点で普通の更生債権と異なり、一層保護を厚くいたしておる次第であります。

次に第二百二十四条は、更生担保権者の更生手続参加の権利について規定いたしましたものであります。即ち「更生担保権者は、その有する更生担保権をもつて更生手続に参加すること、ができる。」といたしたわけであり、併し「ながら更生担保権といつても、その範圍等について問題がありますので、なお二項以下に詳しくそれを規定いたしましたわけであり、即ち第二項は、和議法等の例に準じて定めたものであり、第三項、第四項は更生担保権の議決権について定めたものであります。例えば会社に対しては、債権一千万円持つておる。そうして会社の工場を担保にとつておる。その担保にとつておる工場の価額が例え八百万円というような場合には、そのものは八百万円の限度において更生担保権者として更生手続に参加し、一千万円と八百万円の差額の二百万円につきましては普通の更生債権者として更生手続に参加する。そういう組立になるわけであり、

次に第二百二十五条と第二百二十六条で

ございするが、これらの規定は破産法第二百二十八条、和議法第四十五条等の規定に準じて定めたものであり、

して、更生債権及び更生担保権の届出に關する規定であります。このうち百二十五条第二項は、便宜上別に届出をすべきものと規定いたしましたものであります。ここで一言申し上げておきますことは、更生債権にせよ、更生担保権にせよ、単に更生債権者、更生担保権者というだけでは直ちに更生手続に参加することができないわけであり、即ち議決権を行使することができないわけではないのであります。その議決権を行使する前提として、必ずこの更生債権の届出とか、更生担保権の届出と、こういう手続を前以てして置く必要があるわけであり、逆に申上げますれば、更生債権として届出でない者は更生手続から除外されるということになつておるわけであり、従いまして債権者といつたものでは、更生手続の開始決定があり、またならば、是非とも更生債権を届出をいたし、会社の更生に参加する熱意を示すことが期待されておるわけであり、更生債権の届出をしない者は、会社更生手続に参加して会社の更生にあずかる熱意が一応ないものと認められるわけであり、その結果は単に議決権を行使することができないこととなるばかりでなく、後に免責等の場合に申上げますように、失権の効果も賦与せられておきますので、この届出という点は単に議決権を現実に行使するといふ意味合において非常に重要であるばかりでなく、場合によつては失権効果を伴う点におきまして非常に

重要な効果を伴うことになつておるわけであり、

次に第二百二十七条でございしますが、第一項は更生債権及び更生担保権の届出の追完を認めたものであります。これは更生債権者又は更生担保権者がその責に帰することができない事由によつて一定の届出期間内に届出ができなかつた場合におきましては、只今申上げましたように失権の効果を伴うことになり、その事由の止んだ後一定の期間内に限つて届出の追完も許すことになつておるわけであり、その間の調整を図つたものであります。第二項は届出期間経過後に生じた更生債権及び更生担保権の届出期間を規定いたしましたものであります。これは先ほどもちよつと触れましたが、更生債権は原則は更生手続開始前の原因に基いて生じた財産上の請求権でございしますが、例外的に個々の規定におきまして、その後生じたものも更生債権として取扱う場合がありますので、この第二項の規定が必要になつて来るわけであり、第三項は前二項の届出の許される最終の時期を限つたものであり、第四項はその責に帰することのできない事由によつて一旦届出た事項に変更を加える場合の規定であります。

次に第二百二十八条でございしますが、本条は一旦届出のあつた権利がその後移転した場合における届出名義の変更を定めた規定であります。更生債権又は更生担保権はこの手続でその存否が確定されるものでありますから、届出後、特に届出期間経過後の名義変更を認めなければ非常に不都合を生じますので、この届出名義の変更という手続を認めたものであります。次に第百

二十九条以下若干の規定が、株主の権利に關し只今更生債権者等について申上げましたのと相對應する規定を持つておるわけであり、即ち第百二十九条は株主が有するその株式を以て更生手続に参加することができるといたしたわけであり、そうして第二項におきまして、株主の議決権はその株式の數に應じてこれを有するといひました。なお第三項において、「会社に破産の原因たる事実があるときは、株主は、議決権を有しない。」といひました。これは会社に破産の原因たる事実があることが認められる場合におきましては、会社の總財産は会社の債権者等に分配してもなお足りないというやうな状態であり、即ち株主に残余財産として戻つて来るものはないやうな場合には、株主は会社に對して何ら発言力はないものといひ、その適當でありますので、この百二十九条の第三項の規定を設けたわけであり、この思想はこの更生手続に一貫する一つの基本的な思想であり、のちに後述する条文中のところに、この思想に出た規定が現れておるわけであり、なおこの会社に破産の原因たる事実がある場合におきましては、議決権以外の点におきましては、株主として若干の発言力はあるわけであり、即ち株主が更生計画案に對して株主として意見を述べたり、或いは他の権利者の議決権に對して、或いは議決権がないとかいつたやうな異議を述べる等の権利はこれを失うことにはないわけであり、その限度におきましては、株主はやはり株主として一種の発言権を持つておるわけ

であります。

次に第百三十条であります。これは株式の届出に關する規定であり、株式につきましても、この更生債権、更生担保権と同様に届出という制度を設けまして、株主もこの株式の届出をすることによつて更生手続に参加して来ることを可能とする手段を考へてつたのであります。即ち株主でも届出をしない株主は更生計画案を議決する際に議決権を有しないといふことになつておるわけであり、この点につきましては、いろ／＼立て方といたしましては考え方があつたと思つておるわけであり、即ち株主は何も会社債権者や違つて、株主名簿があつて誰が株主だといふことははつきりしてゐるから、届出などをする必要がなく、株主名簿にある株主は當然参加することができるといふやうにしてはどうかといふ考え方も一方に考へられるわけであり、この案はそういう考へ方をとつておりません。それは何故かと申しますと、どうせ会社更生手続に参加するやうな、更生手続を申立てるやうな会社につきましても、会社の事業が必ずしもうまく行つていない場合が多いのであり、会社に關心を持つて積極的に行かざるやうな行つてゐる場合には、会社に關心を持たない株主も相當考へられるわけであり、従ひまして株主名簿に載つておる株主を集めようと思つてもなかなか十分に集まらないうやうな場合も考へられますし、

むしろこの手続をいたしましては、真に会社の更生に利害関係を感じ、その更生に熱心なものを糾合して、会社の更生計画を立てて行つたほうが会社更生計画を成立せしめる上において、より効果的であるという考えから、こういう手段をとつたのであります。但し株式につきましては、会社債権者の場合と異なりまして、届出をするという事は議決権を行使するための要件でありまして、失権の効果という点から論じますと、株式につきましては、届出をしなくても株式のあるという事からはもうつきりした事実でありますから、それを失権させるのは少し行過ぎであるという点で、失権の効果だけは株式については認めておらない点が更生債権の場合と非常に異なるのであります。

次に第三十一条であります。株主については届出名義の変更を許さないで、届出期間後に株式の移転が多かつたようなときは、関係人集会において一部株主の意思だけしか反映しないことになりまして、これを避けるために第三十一条の規定を設けたわけでありまして、この点も更生債権の場合とちよつと立て方が異なるおるわけでありまして、更生債権のほうにおきましては、百二十八条ですでに届出をして更生債権をあとに取得したものは更生手続届出期間が経過しても届出名義の変更を受けることができるという点にいたしまして、届出名義の変更手続を認めたのであります。株式につきましては、この手続を認めておりません。なぜかというように区別したのかと申しますと、一つは、更生債権につきましては失権という効果

が伴いますので、このような名義変更の手続を認める必要があること、他面株式につきましては失権の効果に伴わないからということや、又株式と更生債権とは移転する程度が非常に違ふ。即ち株式のほうは相当な移転することが考えられるが、更生債権につきましては、そう甲から乙、乙から丙と展転することは考えられませんが、大体届出名義の変更を認めて置けばよろしい。ところが株式は非常に展転するところとが考えられますので、届出した株式が実際に議決権を行使する段取りになると全く別の人になつてしまつていくという点に注意して、会社の更生手続を決定するものはその当時の株主の立場と異なるというふうな状態に至りましては甚だ面白くないので、この百三十一条を設けまして、どうも株式の移転が相当多かつたというふうなことがあるような事情で裁判所において適宜追加届出という百三十一条の規定を活用いたしまして、その間の調整を図ることができるといふことになつたわけでありまして。

次に第三十二条であります。本条は破産手続における債権者表の例に倣つたものでありまして、更生債権者表、更生担保権者表、株主表、こういう表を作成すべきことを定めたものであります。そうしてこれらの表には更生債権の調査の結果とその経緯に関する重要な事項を記載させて、後に出て来ますように、これに一定の効力を認めることにいたしてあるわけでありまして、例えば百四十五条におきまして、確定した更生債権等につきましては、この更生債権者表の記載は確定判決と

同一の効力を有するといつたようなところに響いて来るわけでありまして。次に百三十三条であります。これは破産法第二百九十二条第二項と同趣旨の規定で、原本の交付を定めたものであります。百三十四条も破産法第二百三

十条と同趣旨の規定でありまして、各種の権利、届出の書類等を裁判所に備えて置かなければならないという規定であります。次に百三十五条も破産法第二百三十一条と同趣旨の規定でありまして、これは更生債権及び更生担保権調査の期日について定めたものであります。即ち百三十五条以下が手続の次の段階に入るわけでありまして。昨日説明いたしました第四十六条におきまして、裁判所は更生手続開始の決定と同時に、管財人を選任して、更に一定の事項を定めるわけでありまして、その中に更生債権及び更生担保権調査の期日というものを定めることになつております。この更生債権及び更生担保権の調査の期日というものが、この百三十五条に出て来るわけでありまして、この期日におきましては、百三十二条に掲げる事項、即ち更生債権につき見ますれば、更生債権の内容、原因とか、どれだけの議決権があるのかというふうな点、そしてその更生債権が優先権のあるものであるか、或いは劣後の債権であるか、例えばそういうふうなものをここで調査する、そういう段取りになつていくわけでありまして。

次に、百三十六條は、やはり破産法第二百三十二条と同趣旨の規定でありまして、この調査の期日には、会社の代表者が出席して意見を述べなければならぬということや、第二項はこ

の届出をした更生債権者等は、この期日に出席して他の更生債権又は更生担保権について異議を述べることができるといふような規定を定めてあるわけでありまして。

次に百三十七條は、破産法第二百三十三條と同趣旨の規定であります。この更生債権等の調査は管財人があるときは管財人、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人のあるときは審査人、こういうものがなるときには会社の代表者又はその代理人の出席がなければ、この調査の期日を行うことができないという、その調査の期日の手続要件等を定めたものであります。次に百三十八條は、破産法第二百三十四條と同じ趣旨の規定であります。第一項後段の更生債権又は更生担保権につきましては、特別期日を定めることを要しないことになつております。即ち百二十七條の規定によりまして、更生債権、更生担保権につきましては、これらの権利者が不可抗力によつて一定の届出期間内に届出ができなかつた場合には、あとで届出の追完をするわけでありまして、これが初めきめた調査期日との関係その他につきまして問題となりますので、百三十八條の規定を置きまして、そういうものにつきまして、一定の場合には一般の更生債権、更生担保権の調査の期日において調査をすることができるといふことになつていくわけでありまして。ただ一定の関係人からその日に行われては、どうも自分たちが準備をする余裕がなかつたから困るとかいつたような異議が出たときには、裁判所は特別期日を定めて調査しなければならぬといふことになつていくわけでありま

す。

次に百三十九條も破産法第二百三十五條と同趣旨の規定がありますが、これは届出事項の変更があつたような場合についての処置を定めた規定であります。次に百四十條、これも破産法第二百三十六條と同趣旨の規定であります。これも一般期日、債権調査の一般期日後に届出の追完をした更生債権等の調査についての規定であります。次に、百四十一條も破産法第二百三十七條に準じて定めた規定であります。即ち更生債権及び更生担保権調査の特別期日に関する規定でありまして、この期日につきましては、公告はいたしません。送達は略式の方法によることになつて、手続の簡易化を図つた点に特長があるわけでありまして。次に百四十二條は、これも破産法第二百三十八條と同趣旨の規定がありまして、期日の変更、延期、続行につきましては、百四十一條の規定を準用いたしまして、手続の簡易化を図つていくわけでありまして。次に百四十三條は、これは更生債権及び更生担保権等の確定のことに關する規定であります。破産法第二百四十條の第一項と同趣旨の規定であります。会社を相手方とする訴訟の受審は手続の簡易化のため認めないことになつております。即ち百四十三條におきまして、更生債権及び更生担保権調査の期日において管財人とか、その他ここに掲げるものの異議がなかつたときには、更生債権や更生担保権は、その内容、議決権の額及び優先権のある債権又は劣後の債権につきましては、その優先権のあること又は劣後のものであることが確定したすわけでありまして。即ちこの調査

す。

期日におきまして、例えば一千万円の更生担保権につきまして、誰も異議を言う人がなかつた場合には、その更生債権は一千万円とその内容を確定し、又議決権の額も一千万円として確定する。そういうことになるわけであります。

次に第百四十四条は、破産法第百四十一條と同趣旨の規定でありまして、更生債権者表及び更生担保権者表に調査の結果を記載するという手続きであります。第百四十五條は破産法第百四十二條と同趣旨の規定でありまして、これは先ほど申し上げましたように、関係人に異議がなく確定した更生債権及び更生担保権について、これを更生債権者等に記載すれば、それは更生債権者、更生担保権者及び株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有し、これらのものは争えなくなるという効力を認めたものでございます。

次に第百四十六條は、これも破産法第百四十三條と同趣旨の規定でありまして、例えば或る更生債権者が調査の期日に出頭しない場合において、他の更生債権者なりが、その出頭をしない者の更生債権について、あれは誤まりがあるとか、何とかといったような異議を述べた場合には、裁判所はその異議を述べられた、即ちその調査の期日に出頭しなかつた債権者にこれを通知する、そういうような手続を定めまして、以下の更生債権又は更生担保権確定の手続を出す基にいたしておるわけでありまして、第百四十七條は、これも又破産法第百四十四條と同趣旨の規定でありまして、即ち債権調査の期日におきまして、異議を述べられた更生債権者、更生担保権者は、その異議を言

つた者に対して訴えを起して、その権利の存否とか、範圍とかを確定する、そういう手続を定めたものでありまして、第百四十八條は、その訴えの管轄を更生裁判所の管轄に専属するものとしたしまして、更生手続を現に取扱つてゐる裁判所がこの訴えをも管轄いたしまして、全部を見て手続の促進が図られるというような考え方をいたしておるわけでありまして、第百四十九條は、破産法第百四十六條と同趣旨の規定でありまして、これは訴訟の受継に關する規定であります。

第百五十條は、これも破産法第百四十七條と同趣旨の規定でありまして、請求原因の制限をいたしたものであります。即ち更生債権者又は更生担保権者は、第百四十四條の規定によつて更生債権者表又は更生担保権者表に記載した事項についてだけ權利確定の訴えを起し、又は前條の規定によつて訴訟を受け継ぐことができることにいたしました。それからこれ以外の点についていふ／＼文句を言つて来て、そのためにこの確定手続が無用に遅延するといふことがないように論点を限定いたしまして、確定手続が迅速に終了いたし、延いては更生手続が全体として円滑に運び得るよう考えたものであります。次に第百五十一條でありますが、これは更生債権者等のみの異議の主張を規定したものであります。更生債権又は更生担保権につきまして、管財人、管財人がいないときは会社、但し更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときはその審査人、この審査人から異議がなく、更生債権者、更生担保権者又は株主だけの異議があるときには、百四十七條の場合と

逆にこの異議者が訴の方法によらなければ異議の主張の効力はないことを規定いたしましたものであります。異議権の行使を慎重にさせる趣旨であります。この場合に異議者が数人あるときは共同原告となることを要することになります。即ち百五十一條は、管財人と申しますか、要するに会社側からは別に異議がなく、単に更生債権者同士、更生担保権者同士、株主同士、そういう仲間だけからの異議があるというものにつきましては、一つの特別の取扱ひをいたしまして、異議を述べられたほうから、その異議者を相手にして確定訴訟を起すような建前にいたしておきますと、単に異議の言放しで、それで相手方の訴訟を起すのを待つというような形になりますので、異議を言うのに慎重を欠くというやうなことになるまして、手続が非常に紛争する虞れがありますので、こういうものにつきます。これは、異議を言う側、即ち文句を付ける側から必要があれば訴訟手続を訴えて異議を主張しなければならぬといふとして、第百四十七條と逆の立て方にいたしましたわけでありまして、次に百五十二條でございますが、これは破産法第百四十八條と同趣旨の規定でありまして、執行力ある債務名義又は終局判決のあるやうな更生債権等につきましては、普通の更生債権と違つて特別の取扱ひをすることが適當でありますので、こういう場合には異議者は会社がすることができると訴訟手続においてのみその異議を主張することができるといふやうにいたして、特別の取扱ひをいたしたわけでありまして、これは破産法の場合と同趣旨であります。次に百五十三條、これも破産

法第百四十九條の規定と同趣旨であります。確定訴訟の結果を更生債権者表等に記載する手続を定めたものであります。次に第百五十四條も破産法第百五十條と同趣旨の規定でありまして、確定訴訟についてした判決の効力について定めたものであります。次に第百五十五條も破産法第百五十一條と同趣旨の規定でありまして、訴訟費用の償還を請求することができると合を定めたものであります。次に百五十六條、これも破産法第百五十二條と同趣旨の規定でありまして、確定訴訟の目的の価額の算定についての規定であります。

次に第百五十七條も、これも破産法第百五十四條と同趣旨の規定でありまして、先ほど申し上げました百五十一條第五号、罰金等の請求権、それから百五十二條に掲げてあります租税等の請求権、これにつきましては国又は公共団体も更生手続に協力するといふ意味におきまして、遅滞なくその額を届出なければならぬといふことにいたしましたわけでありまして、これらの請求権は他の更生債権と違ひまして、或いはこれを減額したりするのにつきましては、或いは不可能であり、或いは相手の同意を要するといふやうなことになるので、更生手続自体においてこれを左右するといふことは、或いは不可能であり、或いは非常に至難であります。併しながらこういうものは一体どの程度であるかといふことがわかつておらなければ、全体としての更生計画は成立しませんので、こういうものにつきましても届出をして頂いて、全体の計画を立てるのに参考にし

ようというわけでありまして、尤も普通の更生債権等と違ひまして、この届出につきましては期間の定めは別にいたしません、ただ遅滞なく届けなければならぬといふことにいたしました。一定の期間が経過した後の届出は受理しないというやうな規定はなく、国又は公共団体の誠意ある協力に待つという建前をとつております。次に第百五十八條であります。これも破産法第百五十五條と大体同趣旨の規定でありまして、管財人に対して通知を要しないことにはいたしてあります。即ち管財人等は百五十七條の規定によつて届出があつた請求権の原因が訴訟、訴訟その他の不服の申立を許す処分であるときはその請求権について会社がすることのできる方法で不服を申立てることができる、国又は公共団体で裁判所に届出があつたといふたしまして、その届出が確定的なものとして取扱うといふことにいたしません、会社がそれに対して何らかの方法で不服を申立てることができるという場合には、管財人等が更生手続になつてもこれをすることができるといふやうにして調整を図つておるわけでありまして、次に第百五十九條であります。この百五十九條の規定は、この更生手続の規定中最も重要な規定の一つになるわけでありまして、百五十九條は更生債権者、更生担保権者及び株主の分類について規定しております。これらの権利者はそれぞれ、その権利の性質及び利害の關係が異なつておられますので、これを組に分けて更生計画案について決議させることにしたわけでありまして、その決議のため及び計画案作成の便宜のためにこの分類をすることに

たしたのであります。この分類は権利者の利害及び決議の成否に影響を及ぼすことが非常に大きいので極めて重要なものであります。即ち更生手続におきましては更生計画を立てて、その計画に従つて会社を更生させて行くということになるわけでありますが、この更生計画を立てるにつきましては危殆に瀕した会社でありますので、会社債権者、担保権者、株主その他いろいろの利害関係が非常に錯綜しておるわけでありますので、各方面の利害を調整し、各方面の納得の行くような計画を立てなければ、計画自体が法律に定められた数の同意を得て可決になるということになりませんので、その計画を立てることが非常に大事になるわけでありますが、その計画を立てるにつきましては、大体各方面の利害を調整する必要があるわけであります。その利害調整につきましては、大体利害関係を同じくするもの、利害関係を同じくするものと申しますのは、事実上利害関係を同じくするというものと、法律的に大体利害関係が同じと認められるというもの、そういうようなもので組を作つて、その組の中でいろいろの折衝をして、その組のものはその組の中で、多数決の法理を働かせて議決をして、そして各組で全部更生計画案に賛成したなというふうならば、その更生計画案は成立というふうなうにいたしますと、錯綜した利害関係を調整するのに便宜でありますし、又多数決の法理を働かせる上につきましても合理的でありますので、この更生手続はそういう技術的方法を採用したたわけでありす。即ち更生債権者、更生担保者及び株主は、更生計画案の作成及び決議のために、左の組に分類され

るものとする。第百二十一条第一項第五号、これは罰金等であります。第百二十二条に掲げる請求権、これは税金等であります。但し第百二十一条第一項第五号及び第百二十二条に掲げる請求権を有する者はこの限りでないとあります。罰金や税金等につきましては、この組に分類させるという場合、組の觀念に入れておりませんが、その他のものにつきましては全部組に分類させるということにいたしましたわけであります。その組と申しますのは、大体第一号から六号に掲げられておりますように、先ず更生担保権者の組、それから一般の先取特権その他一般の優先権のある債権を有する更生債権者の組、それからいわば普通の更生債権者の組、次に四号の劣後的債権を有する更生債権者、次にこの残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式を有する株主の組、六に前号に掲げる以外の普通の株主、大体定義としてはこんなような六種のグループが考えられるわけであります。ここに一号から六号に番号を付してありますこの番号の順序は、大体この権利の何と云いましようか、尊重すべき度合に従つて番号を付してあるのであります、やはり更生担保権者は普通の債権者よりも優先の地位に立ち、債権者は株主よりも優先の地位に立つというのが根本の思想でありまして、それに若干の更に小さい差別を付けてこういうような順序に並べたわけであります。一応こういうような組に分けるものとしたしましたが、百五十九条の第二項におきまして「裁判所は、前項各号に掲げる者の有する権利の性質及び利害の關係を考慮して、二以上の組の者を一の組と

し、又は一の組の者を二以上の組として分類することができる。」といはしめて、実情に応じた措置がとり得るようになら裁判所は如何なる場合でも更生債権者、更生担保権者及び株主と、みんなつまり三つを一組の組にしたり、或いは更生債権者と株主を一組の組にしたりすることはできないのであり

まして、少くとも更生債権者と更生担保権者と株主は、これは別々の組にしなければならぬといはしておるわけでありませう。と言いますのは、更生債権者、更生担保権者、株主というものは、その権利の性質、利害が一応根本的に違ふと見ておるわけでありませう。この組分けは裁判所がするわけでありませうが、この管財人とか、あとに述べらる審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者、株主、こういうものは勿論裁判所に対して意見を述べることができることになりまして、裁判所は実際の運用におきましては、みづからの調査したところと、これらのものの具申する意見とを総合して、最も合理的に分類を定めるといふことにならざるかと思ひます。而うしてこの分類を如何にするかによつて計画の案が非常な合理的にまともるかどうかということに重大な関係がありますので、この組分けといふものは、この更生手續における一つの大きな眼目になつておるわけでありませう。なお裁判所は一旦組分けをしても、その後いろいろの事情によりまして、合理的と認めた場合には、計画案を決議に付するまでは、いつでもこの分類を変更することができるといふことにいたしております。要するにこの分類につきましては、百五

十九條二項但書の更生債権者、更生担保権者及び株主、これは別々の組としなければならぬという大きな枠を置いてあるのは、大体広く裁判所に合理的な裁量権を認めているわけでありまして、この辺に具体的事情に応じて裁判所とか、管財人などの識見、能率等が働く余地が多いものと存せられる次第であります。

次に第百六十条でありますが、本条は更生計画から除外できる更生債権者及び株主について定めたものであります。会社の財産を事業の継続を前提として評価して清算したものと仮定した場合に、債権の弁済又は残余財産の分配を受けることができないような債権者又は株主は、更生手続に参加して正當な利益を有さないものということができますので、これを更生計画から除外できるようにいたしましたわけでありまして、このようなものは、仮に届出があつても更生計画の議決には加わり得ない。そういうことになるわけでありまして、と申しますのは、更生手続は真に会社に利害の關係を持つ者が集まつて会社を更生させようというものでありますから、会社に対して何ら財産上の持分と申しましようか、権限を實質的に持たないものは、この計画から除外するほうが手続を円滑に進める为上から便宜である。のみならず、又除外いたしましたしても、そういうものの實質的權利を害することになりませんので、このようにいたしましたわけでありまして、

次に第百六十一条は、代理委員の選任について定めたものであります。この代理委員の制度も新しい考え方でありまして、これは更生手続には多

の利害關係の異なる權利者が參加して、而も更生計畫案の作成及び決議等のために、相互に折衝を行うようなことが多いため、このような代理委員という制度を設けて手続の円滑迅速な進行を図ることができるようになる必要があるから、このような制度を設けたのであるでありまして、要するに集団的な、大量な手続を簡易に合理的に運ぼうという一つの技術的な要請に基いているわけであります。即ち更生債権者や更生担保権者、又は株主はそれぞれ共同して、又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができることになったが、これにつきましては、裁判所の許可を条件といたしました。これは例えば俗に言う三百などというものが中に入つて、更生手続を攪亂し、或いは不当な利益をむさぼつたりすることのないように、裁判所の許可にからしめて、そのような弊害を防ぐ趣旨もあるわけであります。こういう選任せられた代理委員は、更生手続に属する一切の行為、仕事ができることになつておるわけでありまして、又代理委員の代理権の権限の行使が著るしく不公正であると認めるときは、裁判所はその許可を取消すということができることにいたしました。代理委員の制度が悪いほうに用いられるようなことを防ぐ手段を考えておるわけであります。

次に第百六十二条ですが、これは杜債権者に関する特則を定めたものであります。第一項の規定を設けましたのは、この更生手続におきましては、杜債権者を通常の場合と同様に集団的に取扱うということは必ずしも適当でありませんので、第一項の規定を

置きまして、社債権者集会というものは更生手続における社債権者の権利の行使については決議することができないというふうにいいたしたわけであり、従いまして社債権者集会というものは、社債権者の更生手続における権利の行使について決議したとしても、その決議は無効でありまして、社債権者はこれに拘束されることがないことになるわけであり、第二項は社債権者の利益の保護のために設けた規定であります。これは社債権者というものは割合零細な債権者でありまして、而も多数で各方面に散らばつておるといふような関係にある場合があり、その委託を受けた会社とか、又は担保付社債信託法の受託会社というものがありますれば、そういう会社が社債権者のために更生債権の届出とか、議決権の行使とか、その他更生手続に属する一切の行為をすることができるとするものが、こういう会社の仕事としてふさわしいものであり、又社債権者の保護にもなりますので、第二項の規定を置いたわけであり、併しこの場合におきまして、更生債権や更生担保権の届出をした社債権者があつた場合には、更生債権者という社債権者の独自の行動を認めることにいたす意味におきまして、第二項の但書を設けたわけであり、第三項は手続を簡略にするための規定であり、担保付社債信託法第九十条の例に倣つたものであります。次に第四項は、第二項の会社に対して更生手続に属する行為を行うことを任せることが適当でないと考えに至つた未届付の社債権者のための規定であり、

社債権者といふよりも、更生手続におきましては、ばらばらにこれに参加するといふ思想がここに出ておるわけであり、第五項は、同一の社債権者について二重に更生手続上の権利行使が行われることを防ぐための規定であり、要するにこの第六十二條は、先ほどまでに申上げて来ましたが、更生担保権の範囲に一応入るものであります。ところが、こういうような社債権というものの特殊性を考え、その特殊性と普通の更生債権の届出或いは更生債権者等の利害との調整を図つた特則であり、例へば若しこの場合に、社債権者といふものは、社債権者集会というものがあつたから、そちらで行動を決して一団として更生手続に入つて来てもよいではないかといふような考えも一應議論して言えるとは思いますが、そういうことは、例へば届出ない普通の更生債権者は議決権を行使することができず、而も失権の効果が附せられる、ところが社債権者といふものをそういうふうによつて行動させますと、届出ない社債権者につきましても、或る程度の発言力ができ、即ち議決権が生ずるといふようなことになり、普通の債権者との間に非常に不公平が生ずるではないかといふようなことも考えられ、又もと／＼この更生手続は株主につきましても既存の株主總會といふ会社法上の機関ではなくて、一応これをばらばらにばらして、個々の株主、個々の債権者としてこの手続に關与させ、真に熱意のあるものを中心として会社を更生させようといふ考え方に出ておられますので、社債権者につきましても、やはりこれを原則とし

てはばらばらに権利を行使し得るような仕組にしておきまして、ただ特別の場合に社債権者の特殊性を考えて、例へば第六十二條第二項のような規定を置きまして、その保護を図り、その間の調整を図つておるといふことにいたしましたわけであり、この社債権の取扱もこの会社更生法案の途上におきましては、いろいろ議論した点でありまして、問題点の一つになつたわけでございます。

次に第六十三條であります、これは相殺権の規定であります。相殺権は破産法で相殺権を認めたものと同意旨で認めたものであります、会社更生手続は会社事業の維持更生を目的とする手続であり、破産の場合のように平等分配を目的とするものではないから、条件附債権等につきましても相殺を認めないで、又更生計画案作成の都合等から相殺権行使の時期に一定の制限を加へることにいたしました。そういう点で破産法に多少変更を加へておるわけであり、第六十四條は破産法百四條と同趣旨の規定であり、特段に説明いたすこともありません。

○委員長(伊藤修君) それでは丁度切りがよろしいでございますから、この程度で休憩いたします、午後一時半から再開いたします。

午後零時十分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(伊藤修君) 午前中に引続きまして委員会を開会いたします。

昨日及び今日午前中までの政府の説明に対する質疑をいたしたいと思ひます。別になければ、私から質疑をいた

したいと思ひます。よろしいございませうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(伊藤修君) 御異議ないと認めます。先ず第五條の更生手続参加とあるのですが、この参加の意義です、ね、これをお伺いしたいと思ひます、が、いわゆる更生手続を申立した者も含むのか、或いは届出した者だけを言うのか、参加の内容の意義を明らかにして頂きたいと思ひます。破産法の場合において、破産の申立した場合、は、時効中断の効力があるかどうかという問題になると思ひます。この場合には、そういう問題が起るかどうかが、

○説明員(野木新一君) 第五條の更生手続参加は、更生債権者について申しますと、百三十三條「更生債権者は、その有する更生債権をもつて更生手続に参加することができる。」「更生担保権者につきましても、百二十四條におきまして更生に参加することができる」というこの参加と大体同じような考え方でありまして、即ち同趣旨であり、これは破産法の場合と同様であり、まして、文字の上から申立は一応含まないことになつておりますが、解釈上破産法の場合もたしか破産の手続の参加は時効中断の効力を生ずるといふことにはいたしまして、この破産手続という趣旨で解釈しておりますので、この場合も破産法の場合と同様に解釈されるものと考へておるような次第であります。

○委員長(伊藤修君) 破産の場合の申立が時効中断の効力を生ずるといふ判例はどうなつておりますか。

○説明員(野木新一君) 確か民法第

百五十二條におきまして「破産手続参加ハ債権者力之ヲ取消シ又ハ其ノ請求カ却下セラレタルトキ」とありまして、破産手続の参加という言葉を認めておられます。この手続の参加というものは、破産法の字句から見ても申立を含むといふことは現実に申せないと考へるのであります、判例上申立の時効中断の効力を生ずるといふふうになつておると存じております。本件の場合でも同様の解釈で行けるものと、こゝろに考へております。

○委員長(伊藤修君) 次にこの第七條です。更生事件の移送の決定について、第五十條で即時抗告が認められるのか。若し認められないとすれば非常に支障を生ずるのではないかと考へられるのですが、この点はどうか。

○説明員(野木新一君) この第五十條にありますが更生手続開始の申立についての裁判と申しますのは、開始の申立を棄却する、或いはそれを援用したとして更生手続を開始するといふふうな裁判のことを申したのでございまして、第七條に申しますこの移送の決定、第七條に規定しております移送の決定の裁判、これは含まない趣旨でございまして、この裁判に對しましては、第十一條の原則によりまして、この法律に特別の規定がない場合に該当するので、抗告ができないといふ建前にいたしてあります。これはどこで裁判をするかといふふうなことに對して、當事者の不服の申立を許して、その裁判に力をとられるといふことでは手続が遅れるといふことで、不服の申立を認めないほうが適當ではないかと

いうことで、こういうことにいたしましたわけでありませう。

○委員長(伊藤修君) 第七案の後段にあるところの「他の営業所」と、こういう表現の中に支店も含むのですか。

○説明員(位野木益雄君) 支店も含む趣旨でございます。

○委員長(伊藤修君) 今御説明の中にちよつとありましたが、第十一案に限定された以外に抗告を許さないという御趣旨の御説明がありましたが、一般の民訴の規定によつて即時抗告は許されるかどうか、それは排他的になるのですか。

○説明員(位野木益雄君) 民訴の規定の特則をなすのでございまして、本案におきまして、この決定に対しては即時抗告を許すということが特に謳われていない限りは、不服の申立を許さないというのが第十一案でございます。

○委員長(伊藤修君) 第十三案ですが、「管轄区域内の市町村の事務所」と、こういうふうに書かれてあるのですか、そうすると、関係市町村には全部これを掲せしめることになるのですか。

○説明員(位野木益雄君) この第十三案の第一項の「簡易裁判所又はその管轄区域内の市町村」と申しますのは、その本店の所在地の市町村の一方所で足りるという趣旨でございます。

○委員長(伊藤修君) それからその一方所はどこでも、例えば今日の場合においては事務所とか、出張所とか、そういうものがあるが、その場合において主たる一方所を指すのか、或いはどこでもいいという意味か……。

○説明員(位野木益雄君) 本店の所在地、即ちその市町村の区域内に設ける

本店のあるその市町村……。

○委員長(伊藤修君) それはわかりませんが、本店のある市町村及びこれに準すべき区ですね、というところはわかりませんが、その市町村の事務所です、よ、揭示するほうの側です。揭示するほうの市町村の事務所が一方所あれば問題はないのですけれども、敷力所ある場合は、今日多く見受けられるのです。その場合にどこにしたらいいというところは、この法律が予想するのですか。市役所なら市役所一本でいいの、市役所の出張所、支所というものは全部せんならんのか、或いは市役所にせなくても支所だけでいいのか、どういう意味になるのですか。

○説明員(位野木益雄君) その点は、これは通常その市町村におきまして公示する方法といたしまして、一定の場所に揭示すべき場所などをきめまして、そこで通常のほかの公告もやつていて、一般に公示すべき揭示の方法をとつていけば、その方法でなければならんというところで、特にこの法律といたしましては細かいところまでは規定いたさなかつたので、そういう一般の方法に従つてやればいい、こういうふうな考え方でございませう。

○委員長(伊藤修君) その考え方はわかりませんが、受ける側としては、市役所のほうで公示するといつても、市役所の前の公示場であるのか、或いは市役所が受けたら自分の管轄区域内で全部出張所へ皆なくちや効力がないというのか。効力の公示が完全に行われたか、行われないかという法律問題が生ずるわけですが、一方所ですとかというふうに明らかにせんでもいいのですか。

○説明員(野木新一君) この点御指摘のように市町村の事務所とありますので、市町村の事務所が敷力所あれば全部にしなければならぬのではないかと、この疑問が一応生ずるかとも存じますが、立案の趣旨といたしましては、市町村の大体主たる事務所の通常揭示場に一方所にすれば、まあそれで足りるというふうに考えておる次第であります。

○委員長(伊藤修君) その次にこれに準ずる公署というのはどういうものを指すのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは東京都におきまして特別区のようなものであります。地方自治法上特別区と申すのでございませう。

○委員長(伊藤修君) 東京、大阪、名古屋のこと……。

○説明員(位野木益雄君) いや、東京だけでございませう。ほかの都市はやや性質が違つております。

○委員長(伊藤修君) 東京におけるところの区を指すのですか。

○説明員(位野木益雄君) さようでございませう。

○委員長(伊藤修君) このずつと条文を読んでみると大したことはないようですが、「又は」「若しくは」「及び」と、こういうふうな用語が、緊ぎ文字が入つておるのですが、これはどういふような意味でこういうふうな緊ぎになるのですか。ただ連び方だけなんです。

○説明員(野木新一君) この最初の「裁判所及び」「及び」は裁判所と或いは会社の本店所在地を管轄する簡易裁判所の揭示場は両方するという趣旨の「及び」であります。今度は「会社の本店の所在地を管轄する簡易裁判所又はその管轄区域内の市町村の事務所」と申しますのは、この更生裁判所のほか、今一方所揭示しなければならぬが、それはその本店所在地を管轄する簡易裁判所の揭示場に揭示してもいいし、又はその簡易裁判所の管轄区域内の市町村の事務所若しくは市町村の事務所に準ずる公署の揭示場に揭示してもいい、そういう意味で「及び」「又は」「若しくは」を使い分けておるわけでございます。

○説明員(位野木益雄君) 先ほどの御質問のちよつと補足をいたしますと、市町村の事務所という趣旨でございますが、先ほどちよつと失念いたしておりました、この事務所というのは、地方自治法第四條の事務所の規定がございませう、この規定に対応いたしたものでございませう。ほかにこの市町村が支所等を設けております場合はこれに含まない支所、これは支所等のことにつきましては、地方自治法第五十五條に規定がございませう。こちらのほうは事務所と申しておりますが、第十三案におきまして事務所の申すのは、従いまして主たる事務所と申しますか、中央的な事務を行なう中心的な事務所のみを指すわけでありませう。

○委員長(伊藤修君) この次の二十條の三項ですね「登記所は、更生手続開始決定取消の登記をする場合において、前項の規定によつて消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならぬ。」「こうあるのですが、本来この嘱託登記は廃止決定が確定してから登記するのではなからうか、すると、この三項のような場合は起らないけれども……。

○説明員(位野木益雄君) この点につきましては、昨日もちよつと御質問で問題になつた点でございますが、更生手続開始決定は決定と同時に直ちに効力を生ずる、その確定を待たないで効力を生ずるというところになつております。その結果開始決定がございませうと、和議手続、整理手続及び特別清算手続はその効力を失うということが第六十七條の第一項で規定されておるわけでありませう。従いましてその後開始決定が取消されるといふことになりませうと、同時に先になされた和議手続、整理手続及び特別清算手続の効力も、これを復活させることになつておるわけでありませう。そのために第三項におきまして、手続開始決定取消の登記をす

る場合には、同時に和議手続、和議開始の登記等の登記も同時に職権で抹消させる、そうしてこの和議手続等との関係を登記簿上明瞭ならしめるということにいたしております。

○委員長(伊藤修君) 更に二十條の四項の場合も同じような問題が生ずるのではありませんか、これは確定後に登記させるというところについては、どうしても整理は付かないのですか。

○説明員(位野木益雄君) そういうふうには一旦なされた登記が又回復せられなければならぬという事態が生ずることは好ましくないことではございませうが、更生手続開始決定は破産手続等と同じような理由によりまして、迅速に効力を発生させる必要があるといふことで、特に確定を待たずに効力を生ぜしむることとした以上は、すでに効力を生じておるにかかわらず、登記簿上は何ら表示されてないという事態を生ずるといふことは好

ましくありません。

○説明員(野木新一君) この最初の「裁判所及び」「及び」は裁判所と或いは会社の本店所在地を管轄する簡易裁判所の揭示場は両方するという趣旨の「及び」であります。今度は「会社の本店の所在地を管轄する簡易裁判所又はその管轄区域内の市町村の事務所」と申しますのは、この更生裁判所のほか、今一方所揭示しなければならぬが、それはその本店所在地を管轄する簡易裁判所の揭示場に揭示してもいいし、又はその簡易裁判所の管轄区域内の市町村の事務所若しくは市町村の事務所に準ずる公署の揭示場に揭示してもいい、そういう意味で「及び」「又は」「若しくは」を使い分けておるわけでございます。

○説明員(位野木益雄君) 先ほどの御質問のちよつと補足をいたしますと、市町村の事務所という趣旨でございますが、先ほどちよつと失念いたしておりました、この事務所というのは、地方自治法第四條の事務所の規定がございませう、この規定に対応いたしたものでございませう。ほかにこの市町村が支所等を設けております場合はこれに含まない支所、これは支所等のことにつきましては、地方自治法第五十五條に規定がございませう。こちらのほうは事務所と申しておりますが、第十三案におきまして事務所の申すのは、従いまして主たる事務所と申しますか、中央的な事務を行なう中心的な事務所のみを指すわけでありませう。

○委員長(伊藤修君) この次の二十條の三項ですね「登記所は、更生手続開始決定取消の登記をする場合において、前項の規定によつて消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならぬ。」「こうあるのですが、本来この嘱託登記は廃止決定が確定してから登記するのではなからうか、すると、この三項のような場合は起らないけれども……。

○説明員(位野木益雄君) この点につきましては、昨日もちよつと御質問で問題になつた点でございますが、更生手続開始決定は決定と同時に直ちに効力を生ずる、その確定を待たないで効力を生ずるというところになつております。その結果開始決定がございませうと、和議手続、整理手続及び特別清算手続はその効力を失うということが第六十七條の第一項で規定されておるわけでありませう。従いましてその後開始決定が取消されるといふことになりませうと、同時に先になされた和議手続、整理手続及び特別清算手続の効力も、これを復活させることになつておるわけでありませう。そのために第三項におきまして、手続開始決定取消の登記をす

る場合には、同時に和議手続、和議開始の登記等の登記も同時に職権で抹消させる、そうしてこの和議手続等との関係を登記簿上明瞭ならしめるということにいたしております。

○委員長(伊藤修君) 更に二十條の四項の場合も同じような問題が生ずるのではありませんか、これは確定後に登記させるというところについては、どうしても整理は付かないのですか。

○説明員(位野木益雄君) そういうふうには一旦なされた登記が又回復せられなければならぬという事態が生ずることは好ましくないことではございませうが、更生手続開始決定は破産手続等と同じような理由によりまして、迅速に効力を発生させる必要があるといふことで、特に確定を待たずに効力を生ぜしむることとした以上は、すでに効力を生じておるにかかわらず、登記簿上は何ら表示されてないという事態を生ずるといふことは好

ましくありません。

○説明員(野木新一君) この最初の「裁判所及び」「及び」は裁判所と或いは会社の本店所在地を管轄する簡易裁判所の揭示場は両方するという趣旨の「及び」であります。今度は「会社の本店の所在地を管轄する簡易裁判所又はその管轄区域内の市町村の事務所」と申しますのは、この更生裁判所のほか、今一方所揭示しなければならぬが、それはその本店所在地を管轄する簡易裁判所の揭示場に揭示してもいいし、又はその簡易裁判所の管轄区域内の市町村の事務所若しくは市町村の事務所に準ずる公署の揭示場に揭示してもいい、そういう意味で「及び」「又は」「若しくは」を使い分けておるわけでございます。

ましくないと考えられますので、効力に従つて登記簿上も記載を即応させるというのが適当じやないかと考えた次第であります。

○委員(伊藤修君) 次に二十三条と二十五条に更生手続開始決定の取消の確定の場合に入らなかった理由をお伺いしたいのですが。

○説明員(位野木益雄君) この更生手続開始決定取消決定と申しますのは、實際上更生手続の開始決定を取消し、まして、更に更生手続開始の申立はこれを棄却するという裁判になるわけであり、個々の更生手続開始申立という場合は、この場合も含めた、取消の場合も含めたシステムでございます。

○委員(伊藤修君) 取消の場合も含めておるのですか。それから昨日これはちよつと伺いましたが、三十一條の場合、昨日お伺いした趣旨はわかりませんが、この場合ですね、昨日聞き漏らしたのですが、この場合の申立者として株主又は債権者、そういうものもできるのですか。

○説明員(位野木益雄君) できる趣旨でございます。

○委員(伊藤修君) 三十二條の二項の要件として書かれておる一乃至八のうち、支店の所在地も書くべきじやないでしょうか、そうすることが実体を把握する上においてもいいのじやないでしょうか。

○説明員(位野木益雄君) 支店の所在地、所在物所も記載することは好ましいというところは考えられるのでございますが、手続は成るべく簡略にいたしまして形式的な要件を備えないために申立者を不適当として排斥する場合を

少なく最小限の要件を書いたわけであり、支店の活動或いは所在場所なんかが、この更生手続におきまして非常に意味を持つという場合におきましては、第五号会社の目的及び業務の状況、そういうような場所を通宜必要な記載をさせても目的を達し得るのではなからうかというふうに考えまして、そこに要件としては掲げなかつた次第であります。三十四條の手続の費用の内容ですが、主なる項目はどういうのですか。又これに関して何かルールでも作るという予定があるのですか。破産法と同じく国家から支弁の制度を入れるとか、或いは更生手続に要する費用は会社の負担にするということですか、又は会社に対して事業のいろ／＼な費用の予納を命ずるような規定をするとか、そういうようなことをどこで賄うつもりですか。

○説明員(位野木益雄君) 更生手続の費用といたしまして考えられるものとおきましては、先ずこの公告の費用或いは当事者に対する送達費用、当事者及び関係人に対する送達費用、それから管財人、審査人、調査委員、法律顧問等に対する報酬というふうなものがあるわけでございます。それからそれからなおこの会社の業務及び財産の管理に要する費用、これも広い意味におきまして、手続上のうちに含むというふうな考えでございます。これらの費用は誰が負担するかというふうなことににつきましては、これは民事訴訟法の一般規定に従ひまして、それ／＼決定する仕組になつております。

○委員(伊藤修君) そうすると、その業務及び財産の管理の費用というのは限度はわかりませんが、業務の管理と

いうことになる、相当な額が予納されるのですが、これをも含む趣旨という、これは大なるもので予納に堪えないのではないかと。又そんなに予納できるならば会社は確固として運営できて行くはず。だからここに言うのはいわゆる裁判上に必要な費用、若しくは手続進行上必要の費用、いわゆる破産法の場合のようないふものを予納しているのではないでしようか。

○説明員(位野木益雄君) この考え方としては、やはり更生手続開始決定後の会社の財産及び業務の管理の費用、これも手続の進行の上におきまして欠くべからざる費用ということを考えておるわけでございます。例へば管財人が業務の管理に必要な借財をするというふうな場合に、これをまあ手続費用として考えるのが適当じやないかと考えております。そういうこともあつたので、この第三十四條の第二項におきましては、「更生手続開始後の費用については、会社財産から支払うことのできる金額を考慮して定めなければならぬ。」といたしまして、そういうものは会社から原則として支弁できるといふ場合には会社から当然支払うべきものであるから、そういうものまでも予納させるといふことになると莫大な予納を要するので、そういうものは予納させないようにといたすのがこの二項の趣旨でございます。

○委員(伊藤修君) 併し現に、生産会社とすれば、いわゆる職員及び工員の給料の遅配、欠配ということが現実にある。そういう場合において製品は相対先行き見通しを立てなければできて来ない。或いはできた製品はスト

ックしておつても金融の対象に現在としてはなり得ないというような場合において、業務管理をして行く上においては、前から遅配、欠配を賄つて行かなくちやならない。それは会社の財産においてはすぐにはできないという見通しは、それはそういう例のほりが多いが、そういう場合も含めておるといふことになりまして、相当な金額になるのですが、事実上到底この申立ということはできなくなつて来るのです。この点において、いわゆる金の制約においてあなたたちのお考え方は破産手続の場合において通常取行われるところの裁判手続進行上、必要な最小限度を予納させるという趣旨から、あなた達の御説明のように業務管理まで含めるといふお考え方だとちよつと申立する者はなくなつてしまふのじやないですか。

○説明員(位野木益雄君) この会社がすでに債務を負担しておる、で、債務の穴埋めまでもしなければならぬと、而も……

○委員(伊藤修君) 穴埋めではない、これは管理して行くのに要する金です。例へば今決定があれば……従来といへば遅配、欠配しておる、今月はまだ払わなければ継続できないという、業務管理をするのに管財人が選任せられれば、当然支払わなければならぬと予想される金です。それをも含めるといふ、いわゆる業務管理のための費用として含めるといふことになる。大きな問題になつて来るじやないですか。遅配、欠配したのはこれは債権者から、これは適当に各条で整備すればよろしい。

○説明員(位野木益雄君) その点は、この仰せのようにそこまで常に營業の業務管理の費用までも予納させるといふことになりまして、非常に手続の費用はかかつて困ることになります。が、この通常の場合には、そういうものは会社の財産から支弁できる、支弁できないような見込が確定するような場合には、これは更生手続を開始すべきじやない。

○委員(伊藤修君) もしそんなことになつておれば、この法律は使えないです。

○説明員(位野木益雄君) もし更生手続……

○委員(伊藤修君) 業務費用は支弁できない。できないから更生手続をするのです。

○説明員(位野木益雄君) 当分それは……

○委員(伊藤修君) 当分できないことはわかつておる。

○説明員(位野木益雄君) 予納を賄えれば……

○委員(伊藤修君) 予納を賄えると言つたつて、月に工員、職員、費用の人員費といふものは、どんな会社だつて一千万円以上の会社ならば少くとも月に三百万円見なければならぬ。ちよつと業態をやつておれば四百万円要する。大体に人員費は三三％である、業態としては……理想としては二五％にしておる。それだけ諸井やまでの多額の金額を予納しておれば、更生手続の申立をできるものではないのです。若しそれができるとすれば、それは更生手続でなくともいいのです。だから問題は結局費用という中に、そういう広範囲のものまで含むかどうかということ。法文の見方からずつ

と見れば、従来の破産の手続の場合におけるとの訴訟手続進行上必要な費用の予納を命ずる、こういうふうな解釈ができるので、立法者の御趣旨が、そうでない業務管理まで含むというところになると、それは由々しい問題になつて来る。事実上この法律は運営できない状態に陥つて来ると思うので。

○説明員(位野木益雄君) まあ、そういう場合がないようにするために第二項を議つたのじゃないかというふうな……

○委員長(伊藤修君) それじやまあ御説明は御説明として伺つておきましよう。そこは考慮して頂きたいですね。ちよつと速記を止めて下さい。

【速記中止】

○委員長(伊藤修君) 速記を始め……

○説明員(野木新一君) 第三十四条の費用の予納の点につきまして、若干疑義が生ずる虞れがあるように思えますが、やはり第三十四条の費用の予納の規定を置いた目的、即ち規定の目的から考へて見まして、この第三十四条第一項の手続の費用というのは、やはり公告や送達等の費用乃至管財人の費用、そういうようなものを一応予定して、差当つて手続を開始し、進行せしめるに必要な程度の金を積まして行くということに考へるのは規定の趣旨に合致するものと存する次第であります。なお三十四条二項につきまして、この費用は裁判所が事件の大小等を考慮して定める、即ち事件が大きな事件で関係人が多数ならば費用もたくさん必要だろつたということになりますので、注意的にこの規定を置いたわけでございます。

す。第二項後段におきましては、特に会社以外のものが申立をする場合には、特別に費用の予納という点におきまして、申立が非常に害されるということがないように、例えば管財人の費用等につきまして、のちに会社財産から支払うことができるというふうな場合には手続を開始して、あとは管財人の費用は会社の財産から逐次払えばいいのでありますから、あらかじめ多額を予納せしめる必要はないという考へで、注意的にそういう趣旨を明らかにしたものであります。大体この点はそのように解しまして、会社の事業を営んで行く上の職工の将来の、例えば資金等までも初めから全部予納して置かなければ更生手続が開始できないというふうなもので、そこまではここで考へて置けるわけではございません。

○委員長(伊藤修君) そうすると、前の御説明はそういうふうな御訂正になるわけではありますか。

○説明員(野木新一君) そういうような趣旨に訂正して御了解願いたいと存じます。

○委員長(伊藤修君) この三十五條は、公共団体の長及び税務署長に報告すべきものとしておられるのですが、若し税だけのためとするならば、御承知の通り税というものは本店ばかりでなくして、支店は支店で独立してとられる、不動産は不動産の所在地でとられるのですが、そういうものに報告しなければ本条の目的を達しないのじやないですか。

○説明員(位野木益雄君) 御質問の通り、会社の税金はその本店の所在地以外でも徴収されるわけでございます。

が、開始決定がありましたとき、如何なる税務署に会社の租税の納付義務があるかというところは調査困難だと思ひます。而も全国各地に散らばつていて、このことでもございませうから、これを必ず通知しなければならぬと法定いたしますことは困難でございます。それで本店の所在地の税務署が最小限度通知いたしまして、あとは内部的な措置によりまして、その税務署のほうから適宜連絡をとつてもらつたというふうにいたした次第でございます。ただ第二項におきましては「第二百二十二条に掲げる請求権につき徴収の権限を有する者」といたしまして、本店の所在地以外の税務署の長も適宜意見を述べることができるといふふうなことにいたしましたわけではあります。

○委員長(伊藤修君) 昨日ちよつとお伺ひしたのですが、この第四十条の「調査委員」というのは、實際問題としてどういう範囲から選ばれるのですか。それに伴つてあとで出て来るのですが、二百九十三条で調査委員に対して報酬を出すことになっておりますが、開始決定前の調査のための費用というふうな問題は、裁判所の補助機関としてやる場合もあるのですから、そういう場合には本質的には訴訟費用というふうなやつで来るのじやないのですか。その二点について……

○説明員(野木新一君) 先ず調査委員はどのような範囲乃至は階層のものから、これを選任することを予想しておるかという点でございませうが、法律といたしましては、四十条第二項に書いてありますように、「調査に必要な学識経験のある者」とあるということと、「利害関係のないもの」という二つの限

定を置いているだけでありまして、あとは事柄の性質に従つて、即ち三十八条に掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況、こういうような号に定められておる事項に必要な調査をするのに適当な人であるような人は、大都會におきましては比較的求められるかも知れませんが、地方の小都會におきましては非常に限定されて来るかと存じますが、それは和議とか、整理委員なども類似の仕事をしておりまして、その運用の経験等からして大体裁判所の判断に任してもよろしいのではないかと存じて、余り細かい規定をいいたさなかつたわけでありませう。實際の運用の問題といたしましては、或いは弁護士のかたとか、或いは会計等に堪能なかたとか、その他会社経営に熟達したかたとか、そういうようなものから求められて来るようになるかと存ぜられますが、法律上は必ずしも限定しておらずに、裁判所の和議等の運用の経験及びこの法律を運用した實際の経験等に任しておる次第であります。なお次にこの二百九十三条に関連いたしまして、調査委員の報酬でございますが、調査委員は或る意味で裁判所の補助機関のようなものでありまして、その点におきましては、後に申します策財人、審査人等も同様の性質になるものと存ぜられますが、これらにつきましても、同様にこの報酬の規定を置いておるわけでございます。特にこの報酬の規定を置きましたのは、この調査委員とか、管財人等はその人を得るためにはやはり然るべき報酬を払わなければならぬ適当な人を得られさるるために、例へば管財人とか、

調査委員等に、その適当な人を得るというところは最も大事なことでありますので、特にこういうような報酬の規定を設けて、その標準等をはつきり法律で規定いたしまして、その人が得られるように工夫した次第であります。

○委員長(伊藤修君) 次に四十三条ですが、「調査委員は、裁判所の監督に属する。」とありますが、これは「監督」という文字の範囲で、指揮、命令を含むのですか、どうですか。ただ身分上の監督だけでございませうか。

○説明員(位野木益雄君) この「監督」は身分上の監督の意味でございまして、職務の内容に亘りまして、こういうふうな方法の報告をし、或いは意見を出せというふうなことも監督する、監督をして指示するということは含めていないのであります。

○委員長(伊藤修君) 四十六条の第一号と第二号の対照ですね。一号の場合には非常に長い期間を設けて、二号の場合は一カ月と、この制約しておるんですが、これはもう少し幅広くとつておく必要はないのですか。二号の場合……

○説明員(位野木益雄君) 第二号の「第一回の関係人集会」と申しますのは、更生手続開始決定がありました後、できるだけ早い機会におきまして、更生手続開始後の会社の管理の方針、管財人の選任等につきまして関係人の意見を聞く、そして今後の会社の運営の根本方針を決定するというために招集するものでございませうから、これは一月以内という期限を附するものが相当でないかと考へた次第であります。

第一号の「届出の期間。」でございませ

が、これは場合にによりまして一月と
か、二月では非常に困難な場合が多
い、非常に多数の株主、債権者に周知
して、そうしてやはりその人たちが一
定の書類を備えて届出しなければなら
ないということでございますから、余
りに短かくいたしますことは適当でな
いと考へまして、二週間以上四月以下
としたわけでございませ。

○委員長(伊藤修君) この第一号の但
書によりまして、「その期間は、決
定の日から二週間以上四月以下でな
ければならない。」と、こうなつてお
るのですが、第二号の場合は、これは決
定の日から一月以内でなければなら
ないということになつております。す
ると、この比較から行きますと、四
カ月という期限が第一号ではなされて
いるのですが、そうすると、届出中に
第一回の関係人集会というものを催す
ことになるのです、必然的に……。

その矛盾ですね。
○説明員(位野木益雄君) そういふ
うな場合がございませ。まだ届出期間
が経過してない前に第一回の関係人
集会が開かれる、併しながらこれは止
むを得ないのじやないか。第一回の関
係人集会を成るべく早く開くという必
要があれば、そちらのほうを守る。そ
ちらのほうの原則を貫く以上は、これ
は止むを得ないのじやないか。ただそ
の日に届出のあつた人、それが集
まつて意見を述べるといふことになる
わけです。それでそれから第一回の関係
人集会の期日というものは、それほど
本質的な権利の得喪を起すものでも
ございませ。その程度でも権利を
それほど侵害するといふことはい

じやないかと考へております。

○委員長(伊藤修君) これは第一回の
集会日によつて、すべてのことが決定
されるようなことはあり得ないで
す。

○説明員(位野木益雄君) 第一回の関
係人集会はこの会社の業務及び財産の
管理、管財人の選任等に関する方針を
決定するだけでございませ。それ
ほど本質的な権利には影響しないの
じやないかと思ひませ。

○委員長(伊藤修君) そうすると、第
一回の集会によつては未届者の権利を
害することはないといふわけですね。

○説明員(位野木益雄君) 全然害する
ことはないといふことは言へないかも
知れませ。ですが、やはり成るべく早
く開くといふ趣旨を貫く以上は止むを
得ないのじやないかと考へておりま
す。若しその期日において権利を行使
しようと思へば、それまでに届出をす
ればよろしいといふうなことを考へ
ております。

○委員長(伊藤修君) 第一回は早く開
くといふ趣旨はいいですが、けれども、そ
れによつて重要事項がどん／＼決定さ
れるといふことになると、未届者は第
一号によつて四月の期間の余裕が認
められてゐるにかかわらず、第二号に
よつてはそれをすぐ制約される、手の
裏を返すように制約されるといふこ
とになるのですから、法律の建前とし
ては、第一号で四月の権利を与えて
おるのに、第二号で事実上制約されて
いるといふ不公平が如実に文字の上
に現れて来るのじやないですか。

○説明員(位野木益雄君) この第一回
の関係人集会は、先ほど申しましたよ
うな会社の業務及び財産の管理等につ
いて意見を述べるといふだけでござい
まして、裁判所はそれに拘束されて、
何か決議をしてそれに拘束されるとい
うふうな性質のものでもございませ
ん。それから業務管理の方法が、ここ
で一応方法なり、方針なりが決定いた
しましたといひましたも、その方針
は別に将来永続的に拘束的なものでは
ございませ。で、裁判所はその後適
宜状況によりましてその方針を変更す
ることができるとなつております
ので、その後の届出した債権者の意向
によりまして、適宜にその管理の方法
を変更して、その債権者たちの意向に
副うようにすれば、それほど権利を侵
害するといふことは心配しなくても
いいのではないかと考へる次第であり
ます。

○委員長(伊藤修君) 次に四十七条の
一項の二号に審査人を加える必要があ
るのじやないでしょうか。

○説明員(位野木益雄君) 四十七条は
更生手続開始決定と同時に決定された
事項を公告するといふ定めでありまし
て、管財人は四十六条によりまして、
更生手続開始と同時に選任するわけ
でございませ。審査人のほうは原則と
して同時にといふことは考へられてお
らない。それからもう一つの理由とい
ひましたは、管財人は業務及び財産
の管理をするといふ非常に大きな権限
を持つておりますが、審査人のほうは
そういう権限はなくて、ただ計画を
立て、会社の業務の監督をする、裁
判所に命ぜられた事項を行うといふ
だけでございませ。で、特に公告する
までの必要もないのじやないかと考へ
ております。

○委員長(伊藤修君) こういうこと
と
いて意見を述べるといふだけでござい
まして、裁判所はそれに拘束されて、
何か決議をしてそれに拘束されるとい
うふうな性質のものでもございませ
ん。それから業務管理の方法が、ここ
で一応方法なり、方針なりが決定いた
しましたといひましたも、その方針
は別に将来永続的に拘束的なものでは
ございませ。で、裁判所はその後適
宜状況によりましてその方針を変更す
ることができるとなつております
ので、その後の届出した債権者の意向
によりまして、適宜にその管理の方法
を変更して、その債権者たちの意向に
副うようにすれば、それほど権利を侵
害するといふことは心配しなくても
いいのではないかと考へる次第であり
ます。

○委員長(伊藤修君) もう一つ四十七
条でお伺ひしたいのは、この第四項は
届出を怠つた者のみの損害賠償を規定
してゐるのですが、若し第一項第四号
に反して弁済又は交付を受けておる
それによつて損害を生じた場合、その場
合賠償を求めることはどうするのだ
ですか。それは放任するといふ意味で

○説明員(位野木益雄君) 百九十一
条の審査人の規定の位置は、この位置が
最も適當といふことは必らずしも言へ
ないかと思ひませ。まあ考へ方により
まして、管財人の第三章の規定、これ
を更生手続の機関といふうなことに
いたしまして、そこに管財人はか審査
人、法律顧問なんかも固めて規定する
といふうな方法も考へられると思ひ
ませ。併しながらこのこの法案で
つております考へ方は、そういうう
なことにいたしませ。で、この管財人だけ
を最も重要な機関として取出しまし
て、一章を置くことになつたものであ
ります。が、ほかのものは手続の順序に
従ひまして、調査委員は開始決定前
のころの審理の段階に必要だといふ
ので、その該当部分に挿入し、又審査
人は更生手続開始後の管財人の業務と
言ひませ。が、司るべき職務ですね、司
るべき職務の補充的な機関として、この
位置に規定したのであります。な
おより適當なる場所があるといふ、或
いはもう少し考慮してもいい、或
いは考慮する余地はあるかも知れませ
ん。

○委員長(伊藤修君) この第四項は
若しこういう規定……四項は第一項の
四号によりまして、そういううな義
務を課した、その義務の制裁として規
定したものであると考へますので、或
いはこれはまあそういう場合との権衡
は失しないといふうなにも考へられる
のじやないか、まあ破産法も同様の規

か。この第四項は、届出を怠つた者に
対しては損害を賠償しなくてはなら
ないといひます。若しその第
一項第四号の場合ですね、それに反し
て弁済又は交付を受けたといふうな
者に対しては損害を生じた、そういう
者に対してはこういう規定をしな
くてもいいのですか。この第四項の場合
と第一項の四号の場合との権衡ですね。
怠つただけでも賠償を命ずるといふ、
一項四号に違反してなした行為に對し
て何らかの請求はしないといふ
のはおかしいのじやないですか。

○説明員(位野木益雄君) 若し会社
の債務者と会社財産の所持者が本来
の弁済をし、或いは財産を所持するに
かわらず、その行為を、とるべき行為
をとらなかつたといふうな場合にお
きましては、これは不法行為といふ
うな条件に合致いたしますといふ
うな場合には、これは会社からいふ
うな請求ができるものじやないか。
若しそういううな条件に合致いたし
ませ。んような場合には、これは本来
弁済すべからざるものを弁済したとい
う状態、あるべき状態、弁済する場合
に弁済したといふ場合には、そのある
べき状態に一致させるといふことで足
りるのじやないかと考へます。

○委員長(伊藤修君) どうもその権衡
上納得でございませ。
○説明員(位野木益雄君) この四項は
若しこういう規定……四項は第一項の
四号によりまして、そういううな義
務を課した、その義務の制裁として規
定したものであると考へますので、或
いはこれはまあそういう場合との権衡
は失しないといふうなにも考へられる
のじやないか、まあ破産法も同様の規

定になつておるので、それに倣つた次第であります。そういうふうな考へております。

○委員長(伊藤修君) 四十八条で法務総裁に通知しろというのですが、証券取引委員会に通知するということは、ちよつと関連するが、法務総裁に通知するという関連性はどうか、必要性ですが。

○説明員(位野木益雄君) この法務総裁と申しますのは、公益の立場を代表させるといふ趣旨で、この手続について常に発言を認める機会を与えるといふ趣旨で通知することにいたしましたのであります。

○委員長(伊藤修君) 法務総裁は、この手続に対しては発言する機会があるのですか。

○説明員(位野木益雄君) 例へば二百二条の第三項におきまして、法務総裁は更生計画案に対して意見を述べるといふことができることになつております。

○委員長(伊藤修君) この五十条の規定による即時抗告は民訴の四百十八条によつて執行停止の効力があるのですか、ないのですか。

○説明員(位野木益雄君) この即時抗告については執行停止の効力はないと考へております。

○委員長(伊藤修君) 第二条のこれは特別規定になるのですか。

○説明員(位野木益雄君) 第二条の規定の趣旨から執行停止の効力はないといふふうになるかと思ひます。

○委員長(伊藤修君) そうすると、第二条の趣旨から来るわけですか。

○説明員(位野木益雄君) さううであります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、この四十七条の第四号の命令があつた後に即時抗告をなされた場合の命令の効力はどうか。

○説明員(位野木益雄君) 四十七条の命令ですか。

○委員長(伊藤修君) 四十七条の第四号ですね。

○説明員(位野木益雄君) さううでございます。

○委員長(伊藤修君) この五十一条の場合には即時抗告を許す趣旨ですか。

○説明員(位野木益雄君) 五十一条は五十条の規定によりまして、即時抗告があつて、その結果取消決定があつた場合、その取消決定に対しては、これは特別抗告はできませんが、確定いたしましたは普通の抗告はできないことになつております。

○委員長(伊藤修君) 特別抗告を許す趣旨ですか。

○説明員(位野木益雄君) さううでございます。

○委員長(伊藤修君) 五十一条の第三項の場合ですね、「異議のあるもの」という表現が用いられておる、これはどういふものを指すのですか。

○説明員(位野木益雄君) この第三項の「異議のあるもの」と申しますのは、その債権に疑いのあるもの、或いはその額について争ひがあるもの、そういうものは、管財人が手続終了の際に、まだ払える段階に来ておりませんので、供託をするということになつております。

○委員長(伊藤修君) 異議あるものに對して供託を求めるといふことは少し酷に過ぎはしないのですか、必要性があるのですか。

○説明員(位野木益雄君) 異議のあるものに對して、管財人のほうから抗告をいたすことになつております。これは破産法及び和議法の例に従つたものであります。これは止むを得ないのじやないかと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 破産法に規定していることは必ずしもいいとは限らないのですがね、新しく作られるものに對しては……。

○説明員(位野木益雄君) 手続が遅延いたしました、費用がかかりますので、成るべく早く手続を終結いたしました。併しながら二三の同一債権の弁済がどうも争ひがあつてうまく運ばないという場合には、何らかのその間の適当な措置を講じて、手続を早く終らせたいといふに必要があるのじやないか、それでこの供託の制度を認めたい、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○委員長(伊藤修君) 次に五十三条の「管財人が置かれたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専屬する。」とこう規定されておるのですが、さうすると、取締役はどういう範囲において仕事ができるのか。全然取締役は経営その他から一切排斥されるのですか。

○説明員(位野木益雄君) 例へば株主總會を招集するといふようなことはできるのですか。さういふ点まで取締役はできるといふことになりまふか。又監査役、いわゆる会社のさうした機関はですね。

○説明員(位野木益雄君) 管財人が選任された際には、従前の取締役は依然としてその地位を保有いたしますが、事業の経営並びに財産の管理や処分をする権限は、管財人に専屬いたし

ます關係上、これらの権利は、取締役はもはや行使することができないわけですね。併しながら会社の身分上の地位、これは依然として残つておる。財産に關係のない会社の人格自体に關する部分の職務は依然として残つておるといふ意味に考へておるのであります。従つて、例へば若し必要がありまして、取締役の改選をするといふふうなことが必要のために株主總會を招集する必要があるとしても起きたといふふうな場合には、これはその権限を認めざるを得ない、こういうふうな考へております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、總会の招集権は誰に移るんですか。取締役にあるのですか、ないのですか。

○説明員(位野木益雄君) 取締役に依然としてあるといふふうな考へます。

○委員長(伊藤修君) そうすると、管財人の名を以て總會を招集せんでもよろしいのですか。

○説明員(位野木益雄君) さううでございます。

○委員長(伊藤修君) そうすると、取締役は總會の決議によつていゝんなことを兼務されることはあり得ると思ひますが、事業上のことはできないけれども、身分上のことだけできると、こ

ういふ意味ですか。

○説明員(位野木益雄君) さううでございます。

○委員長(伊藤修君) そうすると、取締役でも直接現場重役といふものがあるのですが、さういふ者は取締役として現場重役をやることになるのですか、或いは職員としてやることになるのですか。工場長が取締役に

なつたといふ場合において……。

○説明員(位野木益雄君) 工場長が取締役になつたといふふうな場合には、職員としての地位はございませうが、取締役としての権限はもはや行使できないといふ状態にありますから、財産上の事項につきましては、取締役としての権限の行使はできない、単に使用人としての立場からその職務を行へるに過ぎないといふふうな考へております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、財産上に影響のある定時株主總會は誰が招集するんですか。

○説明員(位野木益雄君) 更生手続開始後は、財産上の管理権は管財人に移ります。それから又利益の配当とか、利息の配当、こういうものはできないことになつておりますので、もはや定時總會を招集する必要があるといふふうな考へております。

○委員長(伊藤修君) 定時總會が必要ないといふことは法律上の根拠があるのですか、商法では定時總會を開くことを要求しておるのですが、定時總會を開かないといふ法律上の根拠がどこかに与えられておるのですか。

○説明員(位野木益雄君) 定時總會を開かなくてもよいといふ明文は書き上げてありませんが、第五十二条に、この一項において利益若しくは利息の配当をすることができないといふふうな規定を持つております。この定時總會といふものは決算をいたしまして、利益があれば利益の配当をするといふうなことをするものであります。さういふふうなこの利益配当等が禁止されております以上は、この定時總會も当然やらなくてもいいことをば

含めて、そういう趣旨が窺われると考
えております。更にこの管財人が置か
れますと、会社の財産の管理の権限は
全部管財人に移りますから、そういう
観点からも、もはや定時総会は開く余
地がないというふうに解釈できるとい
う考えから、特に明文を置きませんで
来たわけでございしますが、解釈として
はそういう考え方ができるのじやない
かと考えております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、商
法の要求するところの定時総会、取締
役の職務、監査役の職務というものは
この場合は尽きなくともいいわけが
ね。

○説明員(位野木益雄君) この定時株
主総会を招集するというような義務は
ないわけでありませう。

○委員長(伊藤修君) そうすると、一
面において旧理事者は事業を運営して
行けるのでしようか。それは挙げてや
はり管財人が運営して行くのですか。

○説明員(位野木益雄君) 旧理事者は
事業の運営はできないと思ひます。こ
れはその権限が管財人に専属してある
わけでありませうから当然であります。
管財人のみが運営権を持つておると思
います。

○委員長(伊藤修君) そうすると、大
会社の場合においては技術重役という
ものがありまして、その技術重役がす
べて運営しておるわけですね。例えば
造船の場合においては殊にそうです
ね。そうすると、これは造船技術とい
うものが直接その事業に及ぼす影響と
いうものは会社の興隆に関するような場
合があるのですが、こういう現場重役
に対してやはりその権限行使が許され
ないということになると、事実上会社

の事業というものが運営が阻止され
る、停止されるというようになことにな
りはしませんか。

○説明員(位野木益雄君) その点は非
常に問題でございまして、事業の経営
という点から考えますと、従前の理事
者が経営を存続したほうが便利の場合
が多いかと存じますが、一面管理の公
正を期するという建前から申します
と、従前の経営者に依然としてその権
限を委ねられるということは、これは
好ましくないということが考えられま
す。その点の調整をとる必要があるわ
けであります。只今申されたような技
術重役というふうなものが若しどうし
ても必要である、事業の経営の上にお
いて欠くべからざるものであるという
ことでありますれば、これは会社の使
用人の地位において大いにその技術
を齎すべくということに決して差支え
ないわけでありまして、そういう方面
で協力してもらつて、併しなからどうし
ても管財人としての地位を与えなけれ
ばうまく行かないというふうな場合に
は、これは数人の管財人を置きまし
て、そのうちの一人としてそのような
技術重役を管財人にする、そうして全
体としては手続が公正に運べる、而も
事業の経営には差支えないというふう
な措置も図れるようにということをお考
えております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、も
うこの手続が開始されますと管財人に
一切移つて、従来の理事者というもの
は全く空名を維持するだけになつてし
まうのですね。

○説明員(位野木益雄君) 事実上はそ
ういふふうなことになると思います。

○委員長(伊藤修君) 他にもこれはあ
るのですか。この五十四条の第三号で
すね。借財という非常な平易な言葉を
使つてあるのですか。

○説明員(野木新一君) これは実は破
産法百九十七条にこの五十四条と同じ
ような趣旨の規定がありまして、その
第五号にいわゆる借財という文字が出
ておりますので、これを借りて来たも
のであります。

○委員長(伊藤修君) 併し我々の法律
概念として、余り平易過ぎてちよつと
わかつたようなわからんような言葉に
なつてしまふのですね。

○説明員(位野木益雄君) 仰せのよう
に少し借財という言葉は破産法時代の
言葉としては或いは適當だつたかも知
れませんが、現在としては或いは古い
じやないかという考えも、或いは常識
的過ぎるのじやないかと考えますが、
商法の四百四十五条特別清算、これは
比較的新らしいものであります。こ
れも借財というふうな言葉がありま
す。まあ他に適當な言葉も見当りませ
んでしたので、これらの例に従つたわ
けであります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、こ
の中には保証であるとか、債務の引
受、手形の裏書、そういうふうなもの
は入るのですか。

○説明員(位野木益雄君) この借財と
いう言葉自身から見ますと、狭いよう
にも見えますが、保証、債務の引受、
手形の引受も含むというふうにお考
えております。

○委員長(伊藤修君) 手形は入るので
すか。

○説明員(位野木益雄君) 入ります。
手形振出の裏書でしよう。

○委員長(伊藤修君) 裏書です。

○説明員(位野木益雄君) 裏書も含み
ます。

○委員長(伊藤修君) 保証も……。

○説明員(位野木益雄君) 保証も含み
ます。

○委員長(伊藤修君) 債務引受も含む
のですか。

○説明員(位野木益雄君) 含みます。

○委員長(伊藤修君) この会社財産の
処分と一号にありますが、処分と言
えば広い意味に見られるのですが、そ
うすると、現金の処分を含むのですか。

○説明員(位野木益雄君) 含む趣旨で
あります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、弁
済をも含むことになつてゐるんです
ね。

○説明員(位野木益雄君) さうでござ
います。但し少額の場合については
第一項の例外によりまして除外されて
おります。第一項の但書によりまし
て、少額の財産の処分法につきまして
は裁判所の許可を得なくてもいいとい
う場合が認められております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、百
十二条との関係はどうなるんですか。

○説明員(位野木益雄君) 百十二条は
更生債権、即ち更生手続開始前の原因
に基いて生じた債権の弁済について規
定したものでありまして、これは更生
手続によらなければ弁済をすることが
原則として禁じられておりますが、五
十四条のほうは、例えば更生手続開始
後に、必要によつて業務に関連して
財産を処分する、そういうふうな場合
に許可を得るということを認めたもの
であります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、ぼ
つぽつ風が引くように処分して行くと

いうと、結局それによつて目的を達し
やしませんか。初めからそういうふう
に計画的にやれば別ですがね、そうい
う方法もあるのですが、善意にばつば
つなくずしにして行つて、そこに税金
が来たからと言つて少しずつやつた
らどうするのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは共益
債権についての弁済方法です。今申し
ましたのは共益債権ですから、更生債
権について弁済することゝ原則とし
て、更生債権につきましては、例
外的場合を除いて弁済することはでき
ませんので、五十四条は主として共益
債権の弁済というふうな点で適用があ
るわけでありませう。

○委員長(伊藤修君) 共益債権という
言葉がはつきりここに出ております
か、そういう區別できるのですか、五
十四条から……。

○説明員(位野木益雄君) この五十四
条の規定自体からは共益債権という
言葉はございせんが、更生債権につ
きましては、百十二条でありました
か、そういう他の規定によりまして弁
済の禁止が規定されております。そう
いうふうな弁済の禁止等が規定されて
なくて、管財人が適當に処分できるよ
うな権限のある場合、その制限として
設けたのがこの五十四条でございま
す。

ということとは適法行為になつてしまふのじゃないですか。殊に何ら弊が嵌めてないのですから……。

○説明員(位野木益雄君) 弁済と申しますのは更生債権に対して弁済するということですか。

○委員長(伊藤修君) 更生債権というのはここには出ていないのです。ここには……。先ほどの御答弁では、ただ金銭の処分も入るのかと言つたら、入ると言うのです。そうすると、弁済も含むんですね。そうしてそれは適法行為でやればいいのです。けれども悪意にこれを使うという場合に、悪い考へで使うという場合においては、それが適法行為ということになれば、それによつて抜けて行つてしまふのじゃないかと、こういうのです。

○説明員(位野木益雄君) 更生債権につきましては、百二十二条の規定でばつぱつ弁済をするということができない、ただ共益債権とが、弁済し得る、手続中でも弁済し得るものについての弁済は、これはできる。それでこの五十四条の制限を附するといふわけでございます。この五十四条の規定によりまして、裁判所の許可を受けて共益債権を弁済する。そうしてばつぱつ弁済して、結局全財産を弁済するということでありまして、これは共益債権も入る。共益債権の弁済である。而も裁判所はこれを許可するといふ条件が備わりました以上は、これは認めてもいいのじゃないかと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 併し裁判所は許可をするとおつしやるけれども、但書後段のほうによりますれば許可を要しない面もあるのですから、その面から抜けて行く虞はないのですか。今そ

れに弊を嵌めんでもいいのですかと、こういうのです。

○説明員(野木新一君) 多分お尋ねの点は主として更生債権の弁済に関連したものでないかと拝察いたしますが、即ち若し五十四条第一号の会社財産の処分の金銭の支払も入るとすれば、第一項但書によりまして、裁判所の許可を受けないで或る範囲がでるということになりますと、ばつぱつこれによつて更生債権の弁済をして行つて、なしくずしに結局弁済してしまふというやうなことが生じて、非常不公平な場合ができるのではないかと、いろいろな御疑問ではないかと、こう思ひますが、若しそういう趣旨の御疑問でございしましたら、これは結論はそういう結果にはなりませんので、即ち先ず更生債権につきましては、百二十二条の規定が一つ大きくありまして、更生債権については更生手続によらなければ弁済することはできないというところになつておるわけでありまして、ただ五十四条のほうの規定は、管財人等が或いはほかの規定で禁止されてない会社の財産を処分し、或いは財産を譲り受けるいふやうな行為が管財行為として予想されるわけでありまして、五十四条の規定がなければ、管財人はその管財行為としてここに挙げてあるやうな行為を自由にできるわけでありまして、併しながら更生債権の弁済といふことに至りましては、百二十二条の規定がありまして、百二十二条の規定がございまして、管財人といへども、百二十二条の規定によつて更生債権の弁済はできないわけでありまして、五十四条はそれ以外の場合のこ

とを考へておるのでありまして、例えば管財人が会社の事務を經營して行く上に、職工にたくさん金を払う、賃金を払わなければならない、そのためには、或る財産を担保に入れたり、或いは処分して金を借りなければならぬといふた場合に、それを全く自由に放任しておきますと、非常に弊害も生ずる虞れもありますので、裁判所の監督を働かせまして、その多額なもので、即ちその会社に重大な影響を与えるやうなものにつきましては、一々裁判所の許可を得なければならぬわけでありまして、併しながら普通の小さい日常の事務とか、一定の以下の少額のものににつきましては、一々許可を受けさせるのも煩瑣でありますから、五十四条但書で、これは管財人の公正な判断に任せる、ということにいたしましたのが五十四条の規定であります。従いまして五十四条の規定があるからといつて、この規定を利用して、更生債権、更生担保権等につき、なしくずし的に弁済がなされて行くということにはならない仕組みにしてあるのが立案の趣旨でございます。

○委員長(伊藤修君) 只今御説明の中で、小さい支出金額とおつしやつたけれども、これは又国民があとでその御説明を考へ違ひすることがあると思ひますから、明らかにしておきたいのですが、例えば企業の大小によつて大きい小さいといふことはきまると思ひます。造船会社のような場合においては、いわゆる造船に要する鉄板を買うといふやうな日常経費、こういうものもその事業の性質によつてその金額の大小といふものはきまると思ひます。小さいといふものは個人の家の日常生活費の經常費といふやうな意味ではない。事業によつてその大小は決定されると思ひます。

○説明員(野木新一君) その点は誠に御趣旨のやうに考へております。

○委員長(伊藤修君) 五十七条の場合において、「更生債権又は更生担保権につき」と、こゝあるのですが、これはどういふ意味か、それが破産法の五十四条より狭い意味ですか、どうですか。

○説明員(位野木益雄君) この五十七条の字句は非常にわかりにくいと思ひますが、この「更生債権又は更生担保権につき」権利を取得したという意味は、更生債権又は更生担保権、例えば商事留置権といふやうな場合、この条文は破産法の五十四条の条文に従ひまして設けたものでございしますが、この五十四条の条文自体は実は解釈上いろいろ争ひがあるやうでありまして、必ずしも明確な条文とは申せない、併しながら、この規定の趣旨は当然この更生手続においても取入れらるべきものと考へまして、その趣旨の規定を設けたのでございします。その範圍は字句も違ひますので「更生債権又は更生担保権につき」といふ字句の加りました点等におきまして、五十七条のほうは備わつておるといふに考へております。

○委員長(伊藤修君) 五十八条の場合、不動産の売買の買主の権利は更生債権と思はれるのですが、それはどうですか。若し入るとすればどの部類に入るのですか。更生債権は……。

○説明員(野木新一君) この不動産の買主の権利、而もその登記原因が更生手続開始前に生じたもの、即ち例えば売買の例をとりますと、不動産の売買

契約が更生手続開始前に生じたならば、その売買契約から生じた不動産に關する権利は、やはり更生手続開始前に生じた権利という意味で更生債権になるものと考へております。

○委員長(伊藤修君) それはどの部類に入るのですか。種類は……。

○説明員(野木新一君) 更生債権の種類といたしまして、金銭債権ではありますので、如何なる範圍で、例えば議決権の行使をすることができるといふその計算につきましては、その価格を評價して、その価格によつて議決権を行使する、そういうやうな仕組みにいたしております。

○委員長(伊藤修君) 会社が物上保証をした場合に、その債権者は更生手続の關係では全然効力を有していないのですか。

○説明員(野木新一君) 会社が単に物上保証をしたやうな場合におきましては、物上保証をせられた債権、これは別に更生債権でも何でもないわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) 五十九条はわかつたやうでわからないのですが、「更生手続開始後その事実を知らずに会社にした弁済は、更生手続の關係においても、」とあるのですが、どういふ意味ですか。特に「おいても」といふ字句を付けたのは……。

○説明員(位野木益雄君) これは「更生手続の關係においても」といふ字句は入れても入れなくても同じであります。ただ五十六条、五十七条あたりで「更生手続の關係においては、その効力を主張することができない。」といふやうな規定がありますので、その規定との対照上、そういう字句を入れた

わけであります。

○委員長(伊藤修君) 「更生手続の關係においては、」と、こういうふうに読んでもいいのですか。

○説明員(野木新一君) 「更生手続の關係においては」と申しますと、それ以外の關係においては効力を主張することができないように見えますが、そういうことは必ずしも適当じやないと考えます。ただこの字句がなくてもその効力を主張することができ、それで、この字句だけでも意味は同じだと考えます。

○委員長(伊藤修君) 更生手続の關係においてもという、他の場合も何か有効のように受取れますが。

○説明員(野木新一君) さようです。更生手続の關係でない部分についても有効であるということも言外に含んでおるわけでありませう。

○委員長(伊藤修君) 他の場合も含むということですか。

○説明員(野木新一君) そうです。そういうことです。

○委員長(伊藤修君) 第五十九条の第二項に「会社財産が受けた利益の限度においてのみ更生手続の關係においてその効力を主張することができる。」「受けた利益の限度」というのはどういう趣旨ですか。

○説明員(位野木益雄君) これは例えばその弁済した財産がなお会社の財産中に現存しておるといふような場合には、それを返してくれという主張ができる。そういう場合を指すと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 受けた限度で足りない場合には、その会社から任意に弁済を受けることができるのです。

か。限度ということで制約されておるが……それが必ずしも当事者の意思と合致しない場合があり得ると思ひます。制約されるのですから……十のうち八というものが受けた限度で、あと残つた二というものは後日会社から弁済を受けることができるのか、それとも全然消滅してしまうのですか。

○説明員(位野木益雄君) その限度を超えた分は更生手続外の關係においては主張ができる。即ち後になつて会社からその返還を求めるといふ余地はあるものと考へております。

○委員長(伊藤修君) 限度以外のものは死なないのですか。

○説明員(位野木益雄君) さようです。

○委員長(伊藤修君) 本日はこの程度にいたしまして、明日は午前十時から続行いたします。散会いたします。

午後三時五十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君

委員 山田 佐一君

齋 武雄君

岡部 常君

事務局側

常任委員 長谷川 宏君

会専門員 西村 高兄君

常任委員 西村 高兄君

説明員 法務府法制意見 野木 新一君

見第四局長 野木 新一君

法務府法制意見 位野木益雄君

第四局参事官 位野木益雄君

昭和二十六年九月二十二日印刷

昭和二十六年九月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所